

第7次総量削減計画等について

1 計画等の背景

広域な閉鎖性海域である「瀬戸内海」には、水質汚濁防止法等による「排水基準」に加えて、流入する負荷量全体を規制する『水質総量規制制度』が導入されています。

この制度は、昭和53年の水質汚濁防止法等の改正等により導入され、それ以降、現在の第6次に至るまで、5年ごとに目標年度を設定し、総量削減が行われてきました。

2 計画等の位置づけ

国が「目標年度」や「府県別の削減目標量」などを定めた「総量削減基本方針（第7次）」（平成23年6月15日策定）に基づいて、本県の「総量削減計画」及び「総量規制基準」を定めます。

3 総量削減計画（案）の概要

(1) 目標年度：平成26年度（国の決定事項）

(2) 削減目標量：（国の決定事項）

1日当たりの発生量として、国から次の表の数値内に抑えることが示されました。

	化学的酸素要求量(COD)*	窒素	リン
今回（第7次）	35トン	19トン	1.5トン
平成21年度実績値	31トン	18トン	1.4トン
前回（第6次）目標年度：平成21年度	36トン	20トン	1.6トン

*COD：水中の汚濁物質質量を示すもので、数値が大きいほど汚濁が進行している。

4 総量規制基準（案）の概要

1日当たりの平均的な排水量が50m³以上の工場・事業場を対象とした総量規制基準については、第6次の基準を継続する考え方が示されているので、変更無しで考えています。

※ 汚濁負荷量全体（kg/日）＝排水濃度（mg/L）×排水量（m³/日）×10⁻³

5 今後の予定

平成23年	9月下旬	パブリックコメントの実施
	10月下旬	環境審議会生活環境部会
	11～12月	国との協議
平成24年	1月	総量削減計画及び総量規制基準の告示
	4月	総量規制新基準の段階的な適用開始